

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会評議員報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東郷町社会福祉協議会（以下「本会」という。）評議員の報酬及び費用弁償に関する事項を本会定款第10条の規定に基づき定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、毎会議ごとに出席した日数1日につき3,000円とする。

(報酬の支給制限)

第3条 評議員のうち次の者には報酬を支給しない。

- (1) 東郷町の常時勤務に服することを要する特別職の職員及び教育長
- (2) 東郷町職員定数条例（昭和42年東郷町条例第2号）第2条各号に規定する職員

(費用弁償)

第4条 評議員が本会の用務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、東郷町職員の旅費に関する条例（昭和45年東郷町条例第20号）の例により支給する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て決する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。